

業務説明書

令和8年度 奈良中心市街地公共交通活性化協議会運営支援業務

令和8年2月

奈良中心市街地公共交通活性化協議会

1. 目的

奈良中心市街地公共交通活性化協議会（以下、協議会という。）は、公共交通による来訪を促すことで、奈良中心市街地の渋滞緩和を図ることを目的とし、奈良中心市街地公共交通総合連携計画（以下、連携計画という。）を策定し、連携計画に基づき施策を実施している。

本業務は、奈良中心市街地の渋滞要因の分析を行うとともに、令和8年度に実施する公共交通利用促進や渋滞緩和を図る施策の効果検証を行い、2回の開催を予定している協議会での議論のとりまとめを補助し、施策の改善につなげていくことを目的とする。

2. 業務対象箇所

奈良市登大路町 他

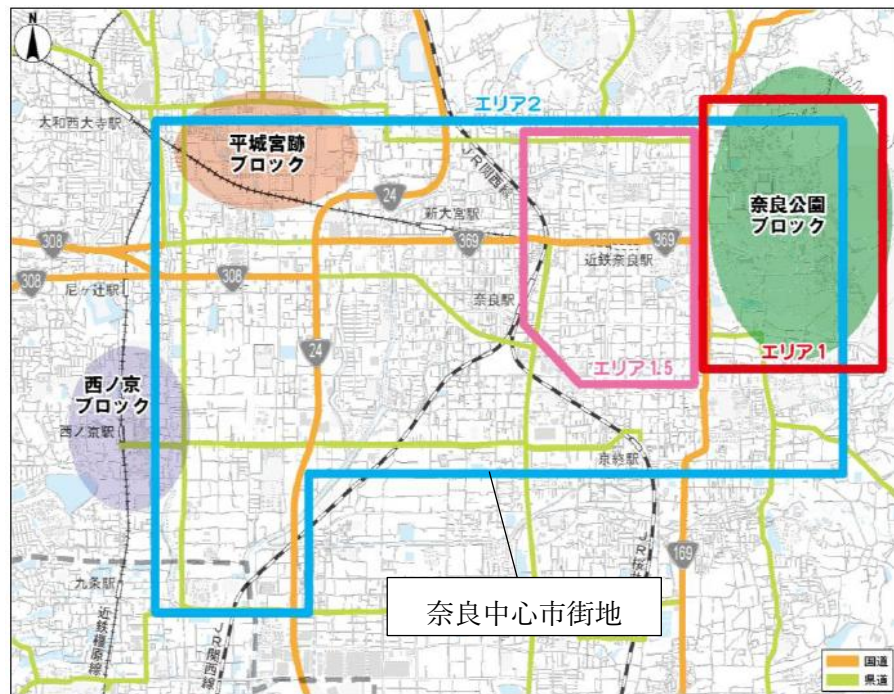


図1 業務対象地域

3. 業務履行期間

契約締結日～令和9年3月24日

4. 業務内容

4.1 計画準備

業務の目的を把握し、本仕様書に示す業務内容を確認した上で、業務計画書を作成し提出するものとする。

(参考資料)

- ・奈良中心市街地公共交通総合連携計画（奈良県県土マネジメント部道路建設課 HP）
- ・奈良中心市街地公共交通活性化協議会資料（奈良県県土マネジメント部道路建設課 HP）
- ・奈良中心市街地交通処理対策検討委員会資料（奈良県県土マネジメント部道路建設課 HP）
- ・HP「奈良公園・平城宮跡アクセスナビ」

4.2 施策の効果検証等

(1) ヒアリング調査票の設計

奈良中心市街地内の交通状況の把握や連携計画の計画目標及びモニタリング指標の達成状況の確認、パーク＆ライド等の各施策の効果を検証するため、令和8年春期・秋期に実施する奈良中心市街地来訪者ヒアリング調査、バス利用者ヒアリング調査、パーク＆ライド駐車場利用者ヒアリング調査の調査票を作成すること。調査票の作成期限は、春期は令和8年4月中旬、秋期は令和8年10月中旬までとする。また、調査票の作成に先立ち、質問項目毎に目的、内容、各指標の適用状況等を一覧表に整理し、整理した結果を踏まえ、過年度の調査票を参考に調査票を設計すること。

各ヒアリング調査における設問数は、以下を想定している。

調査名	設問数
奈良中心市街地来訪者ヒアリング調査	30 問程度
バス利用者ヒアリング調査	10 問程度
パーク＆ライド駐車場利用者ヒアリング調査	25 問程度

なお、本業務で作成したヒアリング調査票に基づき、別途発注予定の「令和8年度奈良中心市街地 交通対策調査業務委託」にて調査実施を予定しているので、当該業務の受注者と連携を図ること。また、調査時期は、春期は5月上旬、秋期は11月上旬を予定している。

(2) 渋滞要因の分析、施策の効果検証、改善策の提案

県庁東交差点における大阪方面からの東行きは、これまでに実施しているパーク＆ライド等の施策により、渋滞緩和に一定の効果が確認された。一方、奈良公園内道路や夕方大阪方面への西行きは依然として渋滞が発生している。

春期・秋期それぞれにおいて、発注者より支給するアンケート調査結果、交通量・渋滞長調査結果、パーク＆ライド駐車場利用実績、ETC2.0 データ（東西の旅行速度）等を活用して、渋滞要因の分析を行うとともに、パーク＆ライド等の各施策の効果検証を行い、改善策を提案すること。

なお、各データの支給予定時期は以下のとおりとする。ヒアリング調査や交通量・渋滞長調査等の各種調査は、別途発注予定の「令和 8 年度 奈良中心市街地 交通対策調査業務委託」にて実施を予定しているので、当該業務の受注者と連携を図ること。ETC2.0 データ（東西の旅行速度）は、県庁東交差点～菅原東交差点区間の東西方向のデータが対象となる。その他のデータに関しては提供に時間を要する。

	春期	秋期
ヒアリング調査結果	5 月下旬	11 月下旬
交通量・渋滞長調査結果	6 月上旬	12 月上旬
ETC2.0 データ（東西の旅行速度）	6 月上旬	12 月上旬

また、令和 8 年度は、パーク＆ライドの実施にあわせて、道路上の看板や LED ビジョントラック、規制車、VICS 等を活用した情報発信を予定している。これらの効果検証を行うとともに、道路上での効果的・効率的な情報発信のあり方を検討し、令和 8 年 12 月中に取りまとめること。

(3) HP 及びウェブカメラ等の管理

HP「奈良公園・平城宮跡アクセスナビ」（以下、HP という。）の定期的な情報更新、および利用者のニーズを踏まえた情報発信内容の充実等を行う（発注者から要求があった場合、随時行う。）とともに、HP の改善策を提案すること。なお、HP のアクセス数等の情報は発注者から支給する。

また、大宮通り（奈良市役所付近）、三条通り（奈良県コンベンションセンター付近）の 2 箇所にウェブカメラを設置しているので、春期・秋期の観光シーズンにウェブカメラの画像を HP に掲載すること。また、ウェブカメラは春期の設置期間終了後に撤去し、秋期の設置期間前に再度設置し、設置期間終了後に撤去すること。設置期間の詳細は協議のうえ決定するものとする。設置・撤去に係る必要な手続きは受注者が行い、設置・撤去およびウェブカメラ（ソーラーパネル及びバッテリーを含む）の軽微なメンテナンスに係る費用は本業務に含むものとする。

	春期	秋期
ウェブカメラ 設置期間	4 月中旬～5 月下旬	9 月中旬～11 月下旬

なお、当該 HP は令和 8 年 3 月に県公式ホームページと同一の CMS システムに統合予定のため、以下を遵守のうえ作業すること。

① ページの更新

- ・ 県 CMS (※) にてページの更新（新規作成、編集、公開/非公開、削除）を行い、ページの更新後は CMS の承認機能から承認依頼を行うこと。
- ・ 県は、受注者からの承認依頼内容を確認し、承認、否認を行う。否認されたページは、修正のうえ、再承認依頼を行うこと。
- ・ 県が承認したページが設定した公開開始日に公開された後に、確認を行うこと。

(※) 県 CMS：県ホームページの掲載コンテンツを管理するシステムのこと。

なお、県 CMS で採用しているパッケージは以下のとおり。

パッケージ名：CMS-8341/やさしい、製造元：グローバルデザイン株式会社

② 作業対象範囲

既存ページの更新、画像差し替え、新規記事投稿、プレビュー確認・承認依頼作業

③ 作業対象範囲外

サーバ運用管理全般、CMS 管理機能によるデザイン変更・機能改修、テンプレート改修・CSS/JS 編集、プラグイン導入・設定変更

※上記の変更作業が必要な場合は県 CMS 保守事業者へ有償依頼となる。

当該 HP は令和 8 年 3 月のサイト移行に伴い URL が変更になるため、旧 URL から新 URL へのリダイレクト設定を行う予定である。旧ドメインおよび旧 URL から新 URL へのリダイレクト設定を令和 9 年 3 月 31 日まで維持し、正常にリダイレクトされるようにすること。なお、設定の引き継ぎにあたって必要な情報は発注者から提供する。

4.3 協議会の運営補助

(1) 協議会資料の作成及び運営補助

協議会では、会議を開催し、各委員から意見聴取することとしている。会議の開催は業務期間内に 2 回（令和 8 年 7 月頃、令和 9 年 1 月頃）を予定しており、協議会資料の作成のため、4.2(2)とあわせて、春期・秋期に実施した各施策の取組結果、各種調査結果等の分析状況、連携計画の計画目標及びモニタリング指標の達成状況、次年度の取組内容（案）等を取りまとめること。なお、過年度から大きく変化した指標等については、特にその要因を詳細に分析すること。

作成した協議会資料は、会議当日に出席者を印刷し持参するものとする。印刷部数は会議 1 回あたり 60 部程度を想定している。また、会議終了後速やかに議事録を作成すること。なお、会議は対面式を基本とするが、Web 併用で開催する可能性がある。

また、会議に学識経験者の出席がある場合には、報酬及び費用弁償規程により、報酬、日当及び旅費を支払うものとする。それぞれについての支払額は以下の通りとする。なお、協議会に学識経験者が出席しなかった場合、及び、協議会が開催されなかった場合、報酬及び日当は回数に応じて減額対象とする。

報酬：10,900 円

日当： 400 円

旅費： 実費

(2) 次期連携計画の目標値の検討

令和 8 年 3 月に策定を予定している連携計画(計画期間:令和 8 年度～令和 10 年度)における 3 つの計画目標、具体目標及び目標値(以下、計画目標等という。)について、令和 11 年度の改定の際に参考となるよう、4.2(2)の結果及び連携計画で定めている基本理念を踏まえて検討し、計画目標等の提案を行うこと。

4.4 成果品とりまとめ

本業務の成果品をとりまとめる。

4.5 打合せ協議

本業務における打合せ協議は、以下の通りとする。

業務着手時 1 回、中間時 3 回、成果納品時 1 回 計 5 回

なお、初回及び成果品納品時には、管理技術者が立ち会うものとする。

5. 成果品の提出

5.1 成果品の提出方法

本業務は、電子納品対象業務とする。成果品は、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領(案)」及び奈良県が策定した「土木設計業務の電子納品ガイドライン(案)」(以下、両者を総称して「要領」という。)に基づいて作成した電子成果品を提出するとともに、報告書等を納品する。

5.2 成果品の内容

成果品の内容は以下に示す通りとする。

- ①業務報告書 [本編] 1 部
- ②業務報告書 [概要版] 1 部
- ③上記の電子データ CD 2 部
- ④その他、発注者が指示するもの

※電子納品のデータ形式等は、発注者と協議すること。

6. 業務上の留意事項

- ・業務の履行にあたっては、奈良県県土マネジメント部が定める「土木設計業務等共通仕様書」（令和２年１０月奈良県県土マネジメント部）を準用するものとする。
- ・業務に用いる諸基準については、最新のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。
- ・業務計画立案時に本業務に使用する指針等を発注者と協議の上、決定し、一覧表としてまとめること。
- ・本仕様書に明示なき事項、並びに疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- ・業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- ・奈良県道路建設課ホームページに公開されている「奈良中心市街地公共交通活性化協議会」の資料を十分把握しておくこと。
- ・業務実施体制について、配置予定技術者は発注者と密に連絡できる体制をとること。
- ・業務の遂行上必要な既往の調査・資料等は貸与する。受注者は貸与された調査・資料等を業務完了後、速やかに発注者に返還すること。
- ・受注者は、発注者から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）や、奈良県公式ホームページ管理システム（県 CMS）に係る一切の情報及び業務上知り得た秘密を絶対に他人に漏らしてはならない。
- ・成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、発注者に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、発注者の承諾を必要とする。
- ・業務遂行の過程で得られた図表等の著作権、一切の知的所有権は発注者に属するものとする。
- ・委託契約完了にかかわらず、成果品に誤りがあった場合は、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正すること。

7. その他

7.1 貸与資料

業務実施にあたり、必要に応じて次の資料を貸与する。

- ・奈良中心市街地公共交通活性化協議会運営業務（令和７年度）
- ・奈良中心市街地公共交通活性化協議会運営業務（令和６年度）
- ・奈良中心市街地公共交通活性化協議会運営業務（令和５年度）